

## 生命保険会社における任意の四半期レビュー報告書の文例について

平成20年9月2日

改正 平成21年8月5日

最終改正 平成24年6月22日

日本公認会計士協会

### 1. はじめに

生命保険会社は、保険業法施行規則第59条の7により、四半期ごとに、保険業法第11条第6項に規定する保険契約者その他の顧客が当該保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なものの開示に努めなければならないとされている。一方、上場会社等に対しては、平成19年9月30日に施行された金融商品取引法により平成20年4月1日以後開始する事業年度から四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表を作成していない場合は四半期個別財務諸表をいう。以下同じ。）の開示が義務付けられ、これに伴い、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会、平成19年3月14日）が我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準として整備された。

同会計基準は、第3項において「本会計基準は、上場会社等が四半期報告制度に基づいて又は同制度に準じて開示する四半期財務諸表に適用する」とし、上場会社等を適用対象としているが、一部の生命保険会社は、保険業法施行規則第59条の7において求められている努力義務の履行のために、自主的に同会計基準に準拠して作成された四半期連結財務諸表を開示している。

これに対し、当該四半期報告制度の下で開示される四半期連結財務諸表について、年度の監査を実施する監査人が行う四半期レビューの基準としては、平成19年3月27日に「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会）が公表され、四半期レビュー基準は、法令上、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準とされているが、上場会社でない生命保険会社の作成する四半期連結財務諸表を対象とした四半期レビューは想定されていない。

したがって、上場会社でない生命保険会社の作成する四半期連結財務諸表については、法令上、四半期レビューは求められていないが、保険契約者等多くの利害関係者が存在するため、生命保険会社は自主的に四半期レビューの実施を会計監査人に依頼している。それゆえ、実務の参考に資することを目的として、生命保険会社が四半期連結財務諸表を作成した場合の四半期レビューの基準に準拠した四半期レビュー報告書の文例を研究報告として示すこととした。なお、第2四半期については、通常、四半期連結財務諸表は作成されず中間連結財務諸表が作成されると考えられることから、本研究報告は、第1四半期及び第3四半期に係る四半期レビュー報告書を対象としている。

なお、平成24年改正の本研究報告は、監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、平成24年6月22日付けで監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」が改正されたことを受けて公表するものである。

## 2. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書

生命保険会社の四半期連結財務諸表に関して無限定の結論を表明する場合の四半期レビュー報告書の文例（無限責任監査法人の場合で指定証明であるとき）は、以下のとおりである。また、結論に関する除外、否定的結論、四半期レビュー範囲の制約、結論の不表明、継続企業の前提及び追記情報の各文例については、監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」を参考にするものとする。

なお、生命保険会社が四半期財務諸表を作成している場合において、監査人が当該四半期財務諸表に関する四半期レビューを実施し、四半期レビュー報告書を作成するときは、以下の文例の文言を適宜修正する必要がある。

無限定の結論を表明する場合の文例

<u>独立監査人の四半期レビュー報告書</u>			
			平成×年×月×日
〇〇生命保険相互会社（注1）			
取締役会 御中			
監 査 法 人			
	指 定 社 員	公認会計士	印
	業 務 執 行 社 員		
	指 定 社 員	公認会計士	印
	業 務 執 行 社 員		
（注2）			
当監査法人（注3）は、生命保険相互会社（注1）の平成×年4月1日から平成×年3月31日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）及び第×四半期連結累計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書（注4）、四半期連結包括利益計算書（注5）（注6）及び注記について四半期レビューを行った。			
四半期連結財務諸表に対する経営者の責任			
経営者の責任は、保険業法施行規則第59条の7の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準（注7）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
監査人の責任			
当監査法人（注3）の責任は、当監査法人（注3）が実施した四半期レビュー			

に基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人（注3）が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、生命保険相互会社（注1）及び連結子法人等（注8）の平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績（注5）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 株式会社の場合には、「生命保険株式会社」とする。

（注2） 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

監 査 法 人		
代 表 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		
業 務 執 行 社 員	公認会計士	印

監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

有 限 責 任 監 査 法 人		
指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		

監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

公 認 会 計 士 事 務 所		
公 認 会 計 士	印	
公 認 会 計 士 事 務 所		
公 認 会 計 士	印	

（注3） 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注4） 第3四半期における同一の書類に3か月情報と累積情報が開示される場合は、

四半期連結損益計算書の後に「（第3四半期連結会計期間に係る損益の状況（3か月情報）を除く。）」を挿入する。

（注5） 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「四半期レビューの対象」の区分及び「監査人の結論」の区分の記載は、それぞれ以下とする。

「四半期レビューの対象」の区分

「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書」とする。

「監査人の結論」の区分

「平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

（注6） 四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合は、「四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結損益及び包括利益計算書」とする。

（注7） 保険業法第54条では、相互会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとしており、生命保険相互会社においても、一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成していることから、本研究報告では監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の「付録1 四半期レビュー報告書の文例」における四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例1に準じて、当該監査人がレビューを行うに当たっての判断の拠り所を文中「四半期連結財務諸表の作成基準」として示した。

（注8） 「連結子法人等」とは、保険業法施行令第13条の5の2第3項における子法人等であって、四半期連結財務諸表の連結範囲に含まれている子法人等を示している。

（注9） 四半期レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準委員会報告書及び監査・保証実務委員会実務指針の取扱いを参考にすることとする。

- ・ 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」
- ・ 監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」

以 上